

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和2年度交通安全応援教育隊業務

2 本事業の目的

交通安全に関する指導を行うことにより、県民の交通安全意識を高めることを目的とする。

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

4 委託業務の範囲

交通安全意識を高めるため、交通安全応援教育指導員（以下「指導員」という。）として、寸劇を主とした交通事故の未然防止のための指導（交通事故防止、自転車指導等）や交通安全啓発チラシの配布等を行う業務（防犯に関する広報啓発に関する業務を含む。）。

5 派遣の要件

佐賀県くらしの安全安心課が、各市町における交通事故発生件数等を勘案して、必要と認めた市町へ派遣する。

6 実施回数

年間90回とする。

（研修等への参加など寸劇以外の活動は除く）

7 人員配置等

本業務に従事する労働者数は指導員として8人とする。

（従事者が病気や不慮の事故等で緊急的に従事できない場合を除き原則8人体制とする。）

そのうち2人までを総括指導員とし、同指導員は、他の指導員の業務管理、寸劇等の企画運営、活動結果の取りまとめ等に従事する。

8 実施範囲

佐賀県内一円

9 主な実施場所

県内の幼稚園、保育所、小学校、中学校（以下「学校等」という。）、事業所、地域の集会所、大型商業施設 等

10 実施対象者

子どもから高齢者まで、車両運転の有無に関わらない。

11 活動拠点

佐賀県内に事務所を置くこととし、指導業務がない日であっても申請や問い合わせに対応できるよう、連絡体制を整えるものとする。ただし、県の休日（12月29日から1月3日）は除く。

12 業務の実施要領

(1) 業務概要

ア 従事時間等

(ア) 1日あたりの労働時間は、5時間以上7時間以内で実施する。

(労働時間の目安は指導業務に係る労働時間を7時間程度とし、総括指導員が行う他の指導員の業務管理や活動の取りまとめ等に係る労働時間を5時間程度とする。)

(イ) 勤務日数の目安は、総括指導員は月10日程度、その他の指導員は月8日程度とし、増減がある場合は、別の月で調整を行うこと。

(ウ) 平日にかかわらず、土曜日及び日曜日、祝日においても従事する場合がある。ただし、県の休日（12月29日から1月3日まで）は除く。

イ 指導体制

(ア) 指導員は、学校等からの要請の有無にかかわらず、積極的に各地へ出向き、仕様書12(2)ア、イに記載の交通安全教育活動を実施する。

(イ) 指導員は、活動に際し、受託者が作成する身分証明書を携帯することとし、必要に応じ提示するものとする。

(ウ) 指導員は、実施場所において、佐賀県くらしの安全安心課が準備する啓発用品等を参加者に配布し、着用促進のための広報啓発を行う。

(エ) 啓発用品等以外の業務に必要なすべての経費は、受託者が負担すること。

(オ) 活動に当たっては、市町、警察署、学校等関係者、管理者等との連携に配慮する。

(2) 指導業務

主な指導業務については、次のとおりとし、主催者側と内容を協議した上で実施する。

ア 交通安全指導

(ア) 子どもから高齢者まで、それぞれの世代が理解できるような交通安全教育を実施する。特に、高齢者に対しては、老人福祉施設や老人クラブの会合など高齢者が集まりやすい場所において、交通安全・自転車指導等を実施する。また、反射材・教養DVD・チラシ等を活用し、夜間の道路横断中における危険性など高齢者が交通事故に遭いやすい形態の交通安全に関する指導、最近の交通情勢を踏まえた指導を実施する。

(イ) 各季交通安全県民運動期間中などは、県内各地において様々な交通安全に関するイベントが行われるので、交通安全に関する機関・団体と協力するなど当該イベントに参画し、交通

安全指導を実施する。

イ 防犯に関する広報・啓発

(ア) 対象は、子どもから高齢者まで幅広く、これらの者は、交通事故の当事者となりやすいばかりか、犯罪の被害者にもなり得ることから、あわせて防犯に関する啓発も行う。

(3) その他

指導に際し、問題が発生した場合は、原則受託者において対応を図ることとする。ただし、受託者において対応が困難な場合は、佐賀県くらしの安全安心課に報告し対応を求めること。

また、本事業に関して、佐賀県くらしの安全安心課が示す指示に従って業務に従事するものとする。

13 指導員研修の実施

指導員に対しては、交通安全応援教育隊指導員として勤務するために必要な事項について、佐賀県くらしの安全安心課が研修を年2回実施し、指導員は必ず同研修に参加すること。

研修会は、佐賀県くらしの安全安心課と受託者が、研修日程、研修内容等を協議のうえ実施する。

14 実施結果の報告

受託者は、活動の実施結果について、その都度、「交通安全応援教育隊活動日誌」を作成し、「交通安全応援教育隊活動月報」にとりまとめの上、毎月、日誌・月報とも翌月の5日までに、佐賀県くらしの安全安心課長へ提出すること。

15 その他

・実施回数を超えて実施する場合や実施回数の減が見込まれる場合、速やかに県に報告するとともに、その取り扱いについて、県と協議のうえ実施するものとする。

・その他本仕様書に定めていない事項については、県と協議するものとする。